

注意：以下の内容はあくまで参考です。台湾及び日本の各受理部署によって入籍に必要な書類が異なる場合がございます。詳しくは提出先または居住地の市役所市民課及び戸政事務所までお問い合わせください。

日本・台湾における国際結婚の手続きについて

台湾で先に入籍する場合	費用	日本で先に入籍する場合	費用
日本国籍の方は居住地の市役所にて戸籍謄本を2部取得する		台湾国籍の方は台湾の市役所にて戸籍謄本を2部取得する	
↓		↓	
本処において「 戸籍謄本 」(3か月以内のもの)の1部の認証を行う	¥2,300	戸籍謄本1部を持参のうえ、本処において「 單身事實宣誓書 」を記入し「 独身証明書 」を申請する(日本の市役所にて、他の書類で対応可能か事前に確認すること)	¥2,300
↓		↓	
本処において自身で用意した「 翻訳文 」の翻訳者署名認証を行う ※台湾にある地方裁判所または民間公証人役場でも認証可	¥2,300	「 独身証明書 」、「 台湾の戸籍謄本 」、「 台湾人のパスポート 」、「 2人の印鑑 」を持参し、日本の居住地の市役所にて婚姻手続きを行う	
↓		↓	
台湾の交流協会において認証していない戸籍謄本を持参のうえ、「 婚姻要件具備証明 」(日本人の独身証明書)を申請する		入籍後、(2人の婚姻事項が記載されている)新しい「 戸籍謄本 」を取得する	
↓		↓	
台湾の外交部領事事務局において同「 婚姻要件具備証明 」の認証を行う		新しい「 戸籍謄本 」を持参のうえ、本処にて認証を行う	¥2,300
↓		↓	
以上の書類のほか、日本人：「 パスポート 」、台湾人：「 身分証 」、「 身分証用顔写真1枚 」、2人：「 印鑑 」を持参し、台湾の居住地の戸政事務所にて婚姻手続きを行う。		本処にて自身で用意した「 翻訳文 」の翻訳者署名認証を行う ※台湾での手続きを自身で行う場合は台湾にある地方裁判所または民間公証人役場でも認証可	¥2,300
↓		↓	
入籍後、台湾の婚姻届済みの(配偶者が記載された)「 戸籍謄本 」及び「 結婚証明書 」を取得する		日本国籍の方が台湾での入籍に立ち会わない場合、「 中文姓名聲明書 」の認証を行う ※台湾での婚姻手続きに日本国籍の方が立ち会う場合は不要	¥2,300
↓		↓	
婚姻成立の日から3か月以内に、日本語の「 翻訳文 」を事前に用意したうえで、日本の市役所にて婚姻手続きを行う		・自身で手続きを行う場合：認証した「 戸籍謄本 」及び「 翻訳文 」を持参し、台湾の戸政事務所にて婚姻手続きを行う ・本処に婚姻書類の郵送を依頼する場合：台湾の「 戸籍謄本 」1部、台湾人の「 在留カード 」、2人の「 パスポート 」、「 印鑑 」、上述の認証した書類3種を持参のうえ、本処において「 結婚登記申請書 」を記入する	
		・台湾にいる被委任者が手続きを行う場合：申請人が本処において「 委任状 」を記入、認証を行う。上述の書類を台湾にいる被委任者へ郵送し、戸政事務所にて婚姻手続きを行う	¥2,300



日本、台湾両国での入籍を済ませた後に台湾の居留ビザ(詳しくは本処まで)及び日本の在留カード(詳しくは福岡出入国在留管理局まで)の申請が可能となります。